

省エネ法を遵守し、省エネに活かすための要点をわかりやすく講義

基礎から学ぶ『判断基準と管理標準』in 京都

我が国における地球温暖化対策の“今後”も睨みつつ、省エネ法のイロハを学ぼう！

“京都議定書”目標達成に向け、近年「省エネ法」が頻繁に改正・規制強化されております。恐らく今後もその傾向に変化はないでしょう。しかしこのことは、工場・事業場(特に中小規模)の事業者にとって、今後の動静を「法令遵守」という観点から常に意識せざるを得ないことを意味します。「**気がついたら法令違反**」とならぬよう、適切な対処を検討すべきです。

一方で、省エネ法の本来の目的は「**省エネ推進**」であり、各種手続や規制・罰則もその手段の一つにすぎません。重要なのは、法の主旨を踏まえた“**判断基準**”の正しい理解と、それに基づく“**管理標準**”を**省エネになるよう**作成・運用することにあります。**判断基準**の理解なくして、**法令遵守はおぼつかない**という視点で、法文同様に十分に把握する必要があります。

そこで今般、規模の大小を問わず、工場・事業場において省エネ・環境あるいは設備運転・管理関係の業務に何らかのカタチで携わられている方全てを対象に、これら**省エネ法の最重要項目を、初心者の方にもご理解頂けるような講座を設けました。**

改正省エネ法等、省エネにとって重要な一年となる2009年を意識しつつ、本講座を是非ご活用下さい。

受講対象者(目安)		
入門・初級	中級	上級
■		

記

- 日時：平成21年1月16日(金) 13:00~17:00
- 場所：メルパルク京都 5階 会議室2
※住所：〒600-8216 京都市下京区東洞院通七条下ル676番13
TEL:075-352-7444(代表)
・受講者には別途案内地図をお送りします。
- カリキュラム

12:30から受付開始

講師:(財)省エネルギーセンター エネルギー使用合理化専門員 鳥山 佳秀 氏

- 省エネ法の基礎
 - 工場・事業場(ビル等)に関する省エネ法の重要ポイント 等
- 建築物と省エネ法
 - 「大規模改修」とは ・建築物に関する省エネ法上の届出 等
- 工場・事業場における「判断基準」の正しい理解
 - 判断基準と管理標準 ・判断基準と「法令遵守」 等
- 省エネが進む管理標準の作り方

※適時休憩を挟みます。

※当日の都合により、時間割および内容が若干変更される可能性があります。何卒ご了承願います。

財団法人/省エネルギーセンター 近畿支部

☆申し込み方法☆

回				
覧				

- 定員：24名 満員になり次第締め切りますのでお早めに申し込み下さい。
- 申込み締切：原則、開催日の前々日としますが、定員になり次第締め切ります。(お早めに申し込みください。)
- 申込み方法：下記の参加申込書に記入後、FAXにてお申し込みください。受付、捺印後、会場案内図と共にFAXにて返信いたしますので、当日持参ください。
- 受講料：当センター賛助会員 15,750円
(消費税込) 非賛助会員 26,250円
(会員の資格についてご不明の場合は当方にて調べます。)
- 支払い方法：原則として開催日の前日までに下記指定口座にお振込ください。なお、開催日の前日までに振り込めない場合は必ず下記の申込書の支払予定日を記入ください。(振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。)
みずほ銀行 梅田支店 (普通口座 No.1048083)
名義:財団法人 省エネルギーセンター 近畿支部
- キャンセル：開催日1週間以内のキャンセルについては、理由の如何を問わず受講料は返却しませんので、代理の方の出席をご検討ください。
- 申込み問合せ先：財団法人 省エネルギーセンター 近畿支部 担当:高橋
〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎1丁目2番6号
TEL:06-6364-8965 FAX:06-6365-8990

切り取らずにFAXしてください

(財)省エネルギーセンター 近畿支部 行 FAX:06-6365-8990

技術講座/基礎から学ぶ『判断基準と管理標準』in 京都

H 年 月 日

省エネルギー技術講座参加申込書兼受講証		□ 会員 □ 会員外	申込み受付印
■ 会社事業所名		■ 参加料 (名分) 合計¥	
■ 所在地 〒		■ 支払方法 □ 銀行振込 □ 支払予定日	
■ TEL:		H20年 月 日	
■ FAX:			
■ 連絡者氏名	■ 所属部課名	■ 内線	■ E-mail
受付No.	参加者所属部課名	役職	氏名(ふりがな)

【備考】このFAXは、当センターが主催する各種講座等のご参加者に対し、省エネルギー技術、知識の普及啓発という目的の一環として送信させて頂いております。送信停止をご希望の場合は、上記問い合わせ先でFAXにてご連絡下さい。